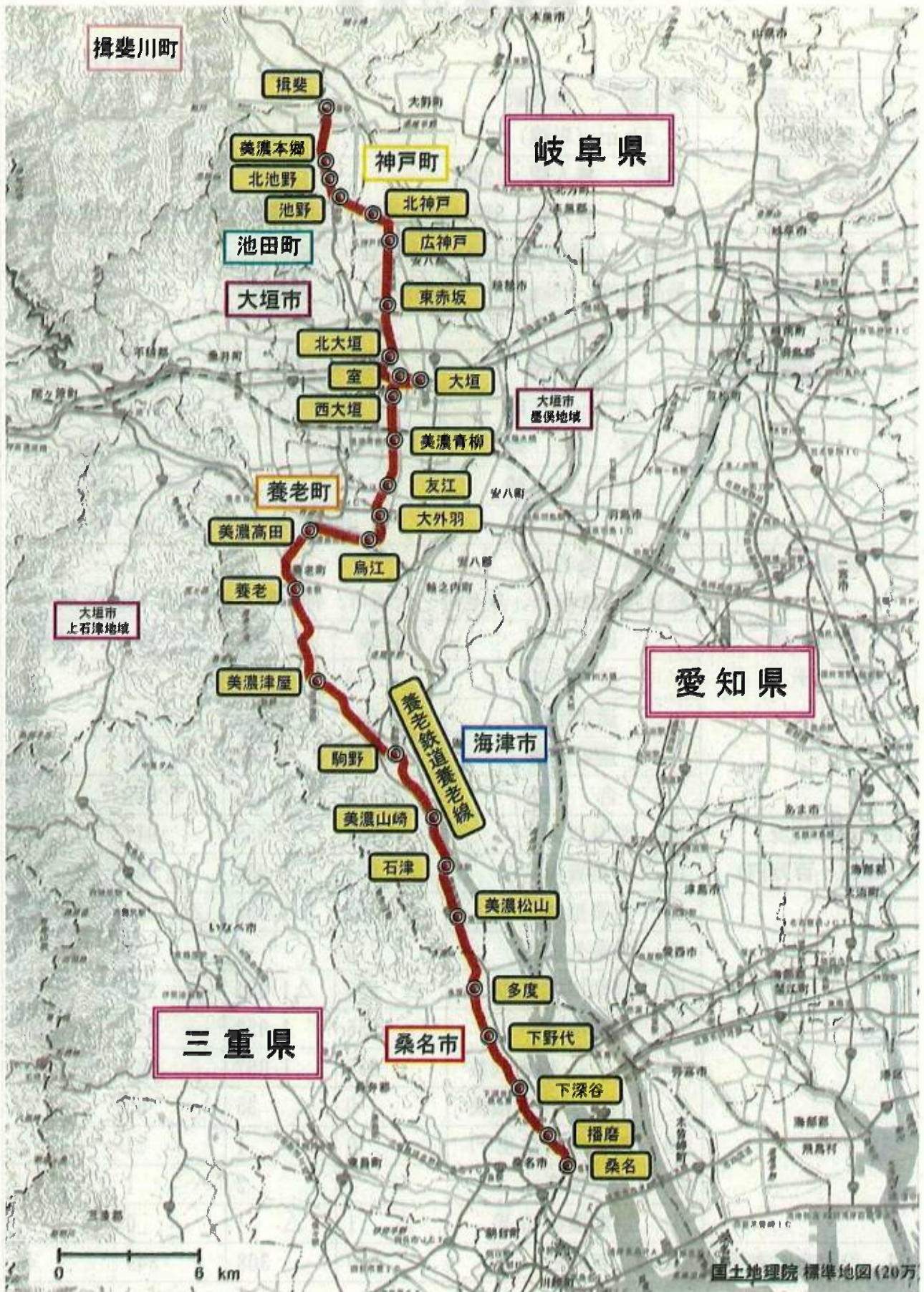


## 養老線の概要

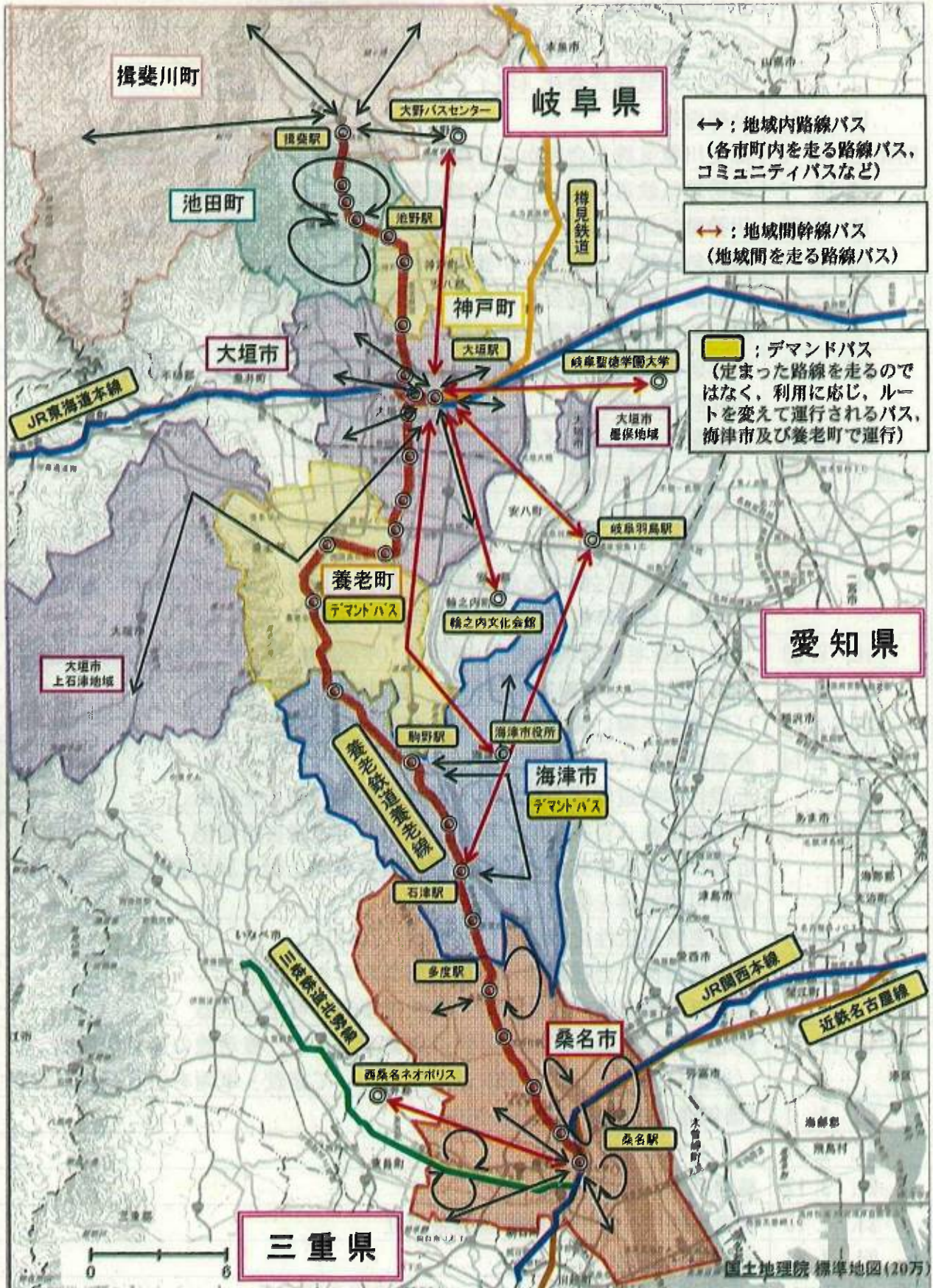
平成28年7月1日現在

1 区 間	桑名駅～揖斐駅				
2 営業キロ	57.5km(単線)				
3 駅 数	27駅 無人駅：19駅 有人駅：8駅(桑名, 下深谷, 多度, 駒野, 養老, 西大垣, 大垣, 揖斐)				
4 車両数	31両 (2両編成×5本, 3両編成×7本)				
5 運転速度	最高速度 65km/h 平均速度 43.7km/h				
6 運転方法	ワンマン運転				
7 列車運転間隔	時 間 帯	桑名～大垣		大垣～揖斐	
	朝ラッシュ時	30分		20分	
	昼 間 時	40分		40～50分	
	夕ラッシュ時	40分		20分	
8 沿線自治体	時 間 帯	40分		20～60分	
	三重県：桑名市				
	岐阜県：海津市、養老町、大垣市、神戸町、池田町、揖斐川町				
9 輸送人員 (単位：千人)	区 分	25年度	26年度	27年度	増減
	定期外	1,313	1,280	1,296	16
	通学定期	3,051	2,928	2,977	49
	通勤定期	1,786	1,707	1,736	29
	合 計	6,150	5,915	6,009	94
10 決算状況 (単位：百万円)	(A) 営業収入	997	955	977	22
	(B) 営業費用	1,957	1,988	1,901	△ 87
	(C) 営業損益(A-B)	△ 960	△1,033	△ 924	109
	(D) 営業外損益	5	2	2	0
	(E) 経常損益(C+D)	△ 955	△1,031	△ 922	109
	(F) 特別損益	955	1,032	923	△ 109
	特別利益	955	1,067	988	△ 79
	特別損失	0	35	65	30
	(G) 税引前損益(E+F)	0	1	1	0
(H) 法人税等	1	2	1	△ 1	
(I) 当期損益(G-H)	△ 1	△ 1	0	1	
11 沿線市町支援額(単位：百万円)	300	308	349	41	

# 養老線路線図



# 養老線沿線の二次交通の状況



## 養老鉄道の沿革

年月日	経緯
大正 2. 7. 31	初代養老鉄道により、養老～池野間営業開始
8. 4. 27	桑名～養老間、池野～揖斐間営業開始（全線開業）
11. 6. 13	揖斐川電気株式会社（現イビデン株式会社）と合併
12. 5. 13	全線電化
昭和 3. 4. 6	揖斐川電気株式会社から分離し、養老電気鉄道株式会社に譲渡
4. 10. 1	伊勢電気鉄道株式会社が養老電気鉄道株式会社を合併
11. 5. 20	伊勢電気鉄道株式会社から分離し、養老電鉄株式会社に譲渡
15. 8. 1	参宮急行電鉄株式会社が養老電鉄株式会社を合併
16. 3. 15	大阪電気軌道株式会社が参宮急行電鉄株式会社を合併 関西急行鉄道株式会社に改称
19. 6. 1	関西急行鉄道株式会社が南海鉄道株式会社と合併し、近畿日本鉄道株式会社設立
46. 12. 28	自動閉そく方式及びATS使用開始
平成 6. 9. 15	ワンマン運転開始
8. 8. 1	貨物営業廃止
10. 7. 25	サイクルトレイン開始
16. 8. 2	「近鉄養老線に関する説明会」を開催。近鉄より中部運輸局、岐阜県・三重県、沿線市町に、養老線の現況等を説明
16. 8. 23	「第1回養老線対策勉強会」を開催（中部運輸局、2県、8市町(当時)、近鉄）
17. 3. 24	「第1回近鉄養老線対策研究会」を開催（2県、7市町）
17. 12. 27	「近鉄養老線に関する研究会」が発足（7市町）
19. 2. 14	養老鉄道株式会社設立 近畿日本鉄道株式会社が第一種鉄道事業の廃止を届出
19. 5. 9	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業許可申請書を提出 近畿日本鉄道株式会社が第一種鉄道事業廃止繰上届出書、第三種鉄道事業許可申請書を提出
19. 5. 31	「養老鉄道活性化協議会」が発足（7市町）
19. 6. 27	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業許可を受ける 近畿日本鉄道株式会社が第三種鉄道事業許可を受ける
19. 10. 1	養老鉄道株式会社が第二種鉄道事業者として、養老線の運営を開始 （近畿日本鉄道は第三種鉄道事業者として施設・車両を引き続き保有）
20. 4. 1	1箇年通学定期乗車券通用開始
21. 2. 1	レンタサイクル開始
21. 3. 12	薬膳列車運行開始
21. 7. 10	養老鉄道マイレール連絡協議会設立
24. 3. 24	運転体験開始

出典：岐阜ローカル鉄道の概要（岐阜ローカル鉄道連絡会議）

## 養老鉄道養老線の事業形態変更等の概要について

### 1 趣 旨

養老線については、平成29年中を目途に新たな事業形態に移行し、存続させることについて、沿線市町等の関係者において平成28年3月1日に合意しました。

今後は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（再生協議会）を設立するとともに、地域公共交通網形成計画の策定等の合意に基づいた所要の手続を進める他、第三種鉄道事業者となる新法人の設立、沿線市町や関係機関が連携した利用促進等の必要な事業に関係者が連携して取り組んでいきます。

### 2 これまでの経緯等

とき	主な内容等
平成19年 5月	沿線市町が連携し、「養老鉄道活性化協議会」を設立
平成19年10月～	上下分離方式による形態での事業開始 第二種鉄道事業者：養老鉄道(株)（運行） 第三種鉄道事業者：近畿日本鉄道(株)（施設保有・維持管理、車両保有・維持管理）
平成26年 3月～	「養老鉄道養老線のあり方に関する勉強会」を発足し、鉄道存続についてや、バス代替案等について検討
平成28年 3月 1日	「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」に合意（概要） ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けて新たな事業形態に移行 ・養老鉄道養老線を存続 ・平成29年中を目途に新法人が第三種鉄道事業者となり、養老鉄道(株)が引き続き第二種鉄道事業者として運行を担う体制に移行
平成28年 5月 6日	「養老線の事業形態変更に関する確認書」を交換（概要） ・「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」を踏まえた基本的な方針を定めた事項 ・新法人は、近畿日本鉄道(株)から無償で借り受けた鉄道用地並びに無償で譲り受けた鉄道施設及び鉄道車両等を、養老鉄道(株)に無償で貸与 ・近畿日本鉄道(株)は、養老鉄道経営安定化基金（仮称）に10億円を拠出

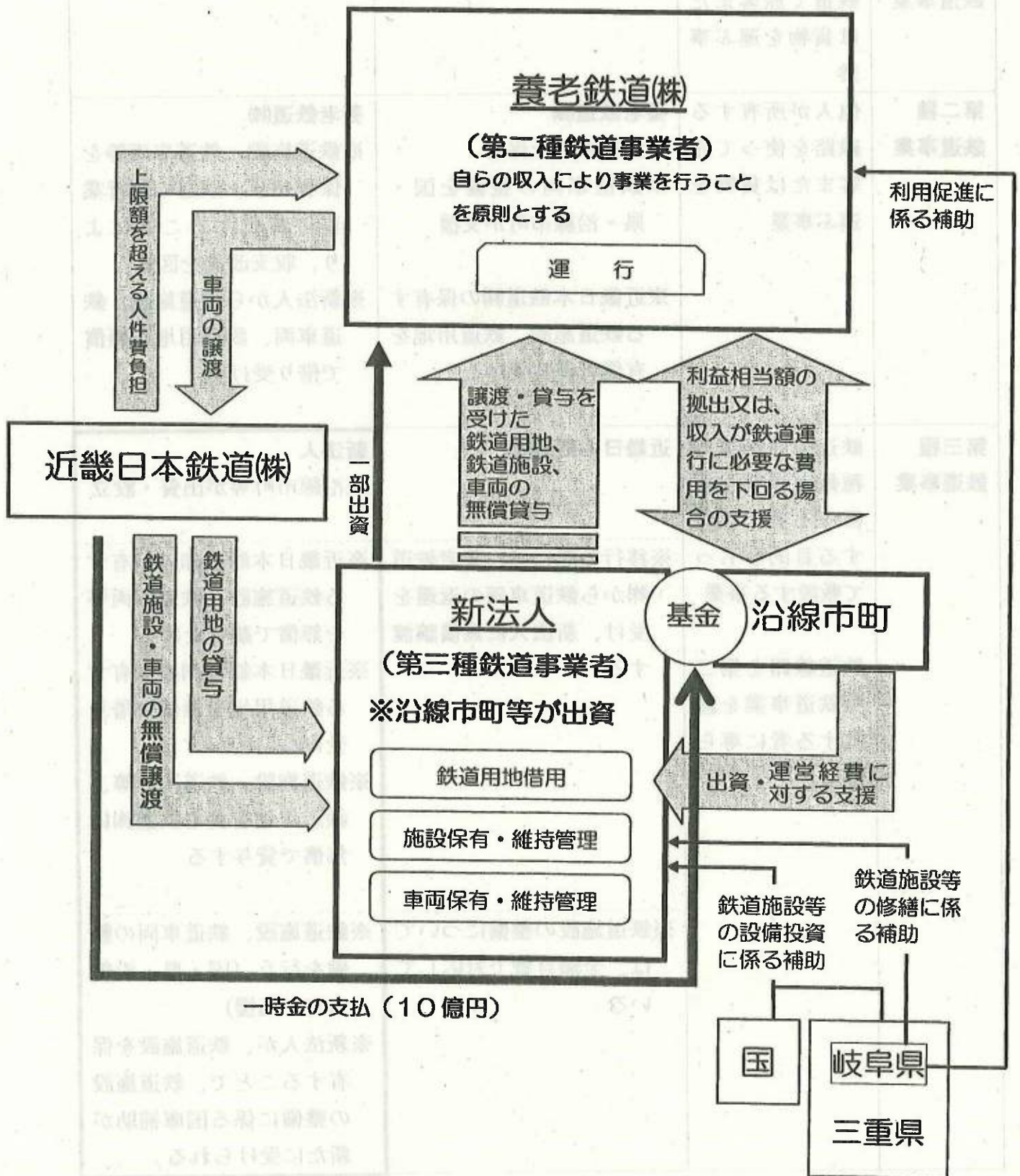
とき	主な内容等
平成28年 5月23日	<p>「養老線の事業形態変更に関する沿線市町の負担割合に関する合意確認書」に合意</p> <p>(概)要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法人の設立に係る出資金及び運営に係る経費に対する支援並びに養老鉄道㈱への支援に関し、沿線市町の間での負担割合は均等</li> <li>・新法人の運営に係る経費に対する支援の範囲については、改めて沿線市町で別途協議</li> </ul>
平成29年中	<p>新しい事業形態での事業開始</p> <p>第二種鉄道事業者：養老鉄道㈱ (運行)</p> <p>第三種鉄道事業者：<u>新法人</u> (施設保有・維持管理、車両保有・維持管理) (沿線市町等が出資・設立)</p>

事業内容	とき
立寄駅「養老線沿線市町負担割合」	平成28年5月23日
<p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p> <p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p>	平成28年5月23日
沿線市町間の負担割合について	平成28年5月23日
<p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p> <p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p>	平成28年5月23日
<p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p> <p>沿線市町間の負担割合について</p> <p>(行先) 養老線沿線市町：養老線沿線市町</p>	平成28年5月23日

### 3 事業形態変更の内容

区分	運営形態	現在の事業形態	移行後の事業形態
第一種 鉄道事業	自社が保有する 鉄道で旅客または 貨物を運ぶ事業		
第二種 鉄道事業	他人が所有する 線路を使って旅客 または貨物を運ぶ 事業	<p>養老鉄道(株)</p> <p>※鉄道車両を保有</p> <p>※鉄道車両の整備を国・ 県・沿線市町が支援</p> <p>※近畿日本鉄道(株)の保有する 鉄道施設、鉄道用地を 有償で借り受ける</p>	<p>養老鉄道(株)</p> <p>※鉄道施設、鉄道車両等を 保有せず、鉄道の運行業 務に特化することにより、 収支改善を図る</p> <p>※新法人から鉄道施設、鉄 道車両、鉄道用地を無償 で借り受ける</p>
第三種 鉄道事業	<p>鉄道線路を第一 種鉄道事業を經 営する者に譲渡 する目的をもつ て敷設する事業</p> <p>鉄道線路を第二 種鉄道事業を經 営する者に専ら 使用させる事業</p>	<p>近畿日本鉄道(株)</p> <p>※移行の際には、養老鉄道 (株)から鉄道車両の返還を 受け、新法人に無償譲渡 する</p> <p>※鉄道施設の整備につい ては、全額自費で対応して いる</p>	<p>新法人</p> <p>※沿線市町等が出資・設立</p> <p>※近畿日本鉄道(株)の保有する 鉄道施設、鉄道車両等 を無償で譲り受ける</p> <p>※近畿日本鉄道(株)の保有する 鉄道用地を無償で借り 受ける</p> <p>※鉄道施設、鉄道車両等、 鉄道用地を養老鉄道(株)に 無償で貸与する</p> <p>※鉄道施設、鉄道車両の整 備を行う(国・県・沿線 市町が支援)</p> <p>※新法人が、鉄道施設を保 有することで、鉄道施設 の整備に係る国庫補助が 新たに受けられる</p>

# 養老線の新たな事業形態へ移行後のスキーム図





## 平成28年度養老線地域公共交通再生協議会事業計画（案）

### 1 目 的

大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町及び池田町（以下「沿線市町」という。）は、養老鉄道養老線を存続させることとし、近畿日本鉄道㈱及び養老鉄道㈱とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けて平成29年度中を目途として新たな事業形態に移行させることについて、平成28年3月1日に合意しました。

そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設立し合意に基づいた所要の進めるとともに、養老線が地域住民に必要な公共交通機関として安定した運営ができるよう、沿線市町や関係機関等と連携し、必要な事業を実施します。

### 2 事業期間 設立の日～平成29年3月31日

H28.7.6

### 3 事業内容

#### (1) 協議会の運営 ※新たな事業形態に移行後も継続して設置

- ① 協議会 3回程度開催
- ② 幹事会 必要に応じて開催
- ③ 部会等 必要に応じて開催（鉄道部会、二次交通部会）

#### (2) 主な事業内容

##### ① 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する協議

##### 1) 地域公共交通網形成計画（素案）の策定について

- 養老線と養老線に結節する2次交通を含む沿線市町及び養老線交通圏の公共交通の現状と課題の分析
  - ・沿線市町の現況及び公共交通の現状の把握
  - ・養老線の沿線地域の現況及び養老線の現状の把握
  - ・沿線市町の主要計画等の最新情報に基づき情報収集し課題を整理
- 養老線沿線の公共交通に関するニーズの把握
  - ・沿線市町提供資料や、アンケート調査に基づく、養老線の沿線地域の公共交通に対するニーズの把握
  - ・養老線の利用促進を目的とする利用者をはじめ、沿線住民、事業所、学校等を対象とした調査

- 養老線を持続可能な公共交通機関として維持するためのアクションプランの検討

- ・ 現状、課題、ニーズ及び沿線市町の主要計画等における施策メニューを踏まえたアクションプランの作成

## 2) 鉄道事業再構築実施計画（素案）の策定について

- 沿線市町、養老鉄道㈱及び新法人の策定業務に協力

## ② 地域公共交通網形成計画の策定に係る連絡調整

- 1) 沿線市町との連絡調整

- 2) 養老鉄道活性化協議会との連絡調整

- 3) 第三種鉄道事業者となるための新法人との連絡調整 ※新法人設立後～

- 4) その他の関係機関、関係団体等との連絡調整

## ③ 地域公共交通網形成計画に関する事業の実施

- 1) 利用促進、普及啓発

- 2) 情報発信（ホームページ、協議結果等についての情報公開、パブコメ等）

- 3) 各種イベント等でのPR（PRブース設置等）

- 4) 企業等の協賛、協力を得た利用促進

- 5) その他必要な事業

## ④ その他の協議会の目的を達成するため必要と認める事項

- 1) 第三種鉄道事業者となるための新法人の設立準備等について

- 新法人の形態等の検討

- ・ 事業形態

- ・ 出資規模

- ・ 組織体制検討

- ・ その他の新法人の形態に関する事項

- 新法人の設立の準備等

- ・ 定款、諸規定等の作成

- ・ 法人設立に係る必要書類の作成及び諸手続

- ・ 法人運営に必要なシステム構築（財務、資産管理等 ※ソフト面）

- ・ その他の法人設立に必要な業務

- ・ 事業計画、収支予算の作成

# 養老線地域公共交通再生協議会の運営方法について（案）

養老線地域公共交通再生協議会	
(沿線市町首長等で構成)	
(1)	形成計画の策定及び変更に関する協議
(2)	形成計画の策定に係る連絡調整に関する協議
(3)	形成計画に係る事業の実施に関する協議
(4)	その他の協議会の目的を達成するため必要と認める事項に関する協議

養老線地域公共交通再生協議会 幹事会	
(沿線市町事務担当部長級職員等で構成)	
(1)	再生協議会の運営に関する協議
(2)	再生協議会へ提出する資料に関する協議
(3)	部会の協議内容の結果報告に関する協議
(4)	部会の結果報告の協議に基づいた形成計画の取りまとめに関する協議
(5)	新法人に関する協議
(6)	他の事例等の調査研究に関する協議
(7)	その他必要な事項に関する協議

養老線地域公共交通再生協議会 部会	
(沿線市町事務担当課長級職員等で構成)	
鉄道部会	二次交通部会
養老線や養老線沿線市町の現状からの課題整理及び鉄道利用促進策等に関する協議	養老線の二次交通の現状からの課題整理及び鉄道と二次交通との結節に関わる利便性の向上に関する協議
(1) 養老線の位置、地勢、沿革	(1) 養老線からの二次交通の位置
(2) 養老線沿線市町の地域状況	(2) 養老線交通圏の状況(二次交通の状況、主要道路網の状況 等)
(3) 養老線交通圏の状況(駅周辺施設、観光・交流施設 等)	(3) 養老線とバス交通等の状況(各駅のバス等の状況と機能、バス等の乗降者数の状況 等)
(4) 養老線の状況(養老線の状況と機能、養老線の利用状況 等)	

## 養老線地域公共交通再生協議会等の今後の日程について（案）

とき	内容	備考
平成28年 7月 6日	◆再生協議会設立会議（平成28年度第1回会議） （趣旨、規約、役員、事業計画、収支予算）	
7月～	・地域公共交通網形成計画の策定業務 ・鉄道事業再構築実施計画の策定業務	
7月～11月	・課題整理、アンケート調査 等	
12月頃	◆再生協議会（平成28年度第2回会議） （課題整理、アンケート結果報告、新法人概要）	
平成29年 1月～ 3月	・第三種鉄道事業者となるための新法人の設立	
3月頃	◆再生協議会（平成28年度第3回会議） （中間報告、計画（素案））	
4月～ 5月	・パブリックコメント （地域公共交通網形成計画（素案）について）	
6月頃	◆再生協議会（平成29年度第1回会議） （最終報告、計画（案））	
7月～ 9月	・地域公共交通網形成計画の国へ提出 ・鉄道事業再構築実施計画の国へ認定申請	
9月～12月	・新法人による新しい事業形態での事業開始のための各種準備	
10月～12月	・鉄道事業再構築実施計画の国の認定 （新法人の第三種鉄道事業者としての国の認定）	
平成29年中	・新しい事業形態での事業開始 第二種鉄道事業者 養老鉄道㈱ 第三種鉄道事業者 新法人	

※必要に応じて、幹事会、部会を開催します。

※新しい事業形態での事業開始後も、再生協議会は、継続して開催します。